

災害時における交通誘導業務等に関する協定

山形県警察（以下「甲」という。）と社団法人山形県警備業協会（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における交通誘導等の実施に関する警備業務要請の手続き等について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、大規模災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動等を円滑に実施するため、甲は乙に対して緊急に必要とする交通誘導その他の警備業務の実施を要請し、もって県民生活の安定に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- (1) 緊急交通路の確保等に関する交通誘導警備業務
- (2) 被災地における避難場所等の警戒その他甲が必要と認める警備業務
（出動要請等）

第3条 甲は、大規模災害発生時において必要があると認めるときは、乙に対し、日時場所、業務内容及び警備員数を指定して、文書又は電話等により警備員の出動を要請するものとする。

出動期間については、要請時に別途協議するものとする。

2 前項の出動要請に基づき出動する警備員は、甲が別途指定する基準を満たすものとする。

（業務の解除）

第4条 甲は、要請した業務を解除するときは、乙に対し、文書又は電話等によりその旨を連絡するものとする。

（出動可能人員表の備付け等）

第5条 乙は、甲の出動要請に応じるため、警備業者ごとに出動可能人員等を記載した表を備付けておかなければならない。

2 乙は、前項の表を毎年度当初甲に提出しなければならない。

（業務の実施）

第6条 出動警備員は、所属する警備業者の指揮に基づき、甲の指定する業務に従事するものとする。

2 乙は、出動後速やかに、警備業者ごとに出動警備員を甲に報告しなければならない。
3 乙は、業務が終了したときは、甲に対し、出動人員、出動時間及び業務内容を報告しなければならない。

（費用の請求及び支払い）

第7条 乙は業務の終了後、甲に対し別途協議の上定める費用の支払いを請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（損害の負担）

第8条 この協定に基づき、当該業務を実施した警備員が、当該業務の実施により甲又は第三者に与えた損害は、使用者たる警備業者の責任において負担するものとする。
（災害補償）

第9条 この協定に基づき、当該業務を実施した警備員が、当該業務の実施により負傷し、又は死亡した場合の災害補償については、使用者たる警備業者の責任において行うものとする。

（訓練）

第10条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、平素から、必要な訓練の実施に努めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に関する細目事項については、山形県警察本部生活安全部長と乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、平成9年10月14日から適用する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月14日

甲 山形県警察本部長

坂井秀



乙 社団法人山形県警備業協会会長

須藤壽治



災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

山形県警察（以下「甲」という。）と社団法人山形県警備業協会（以下「乙」という。）が平成9年10月14日締結した「災害時における交通誘導業務等に関する協定」（以下「協定」という。）第11条第2項に基づく業務実施の細目事項に関し、次のとおり協定する。

（災害の定義）

第1条 この協定において「大規模災害」とは、災害対策基本法第23条の規定により山形県災害対策本部を設置する災害が発生し、警察等の公的機関のみでは十分な応急措置を講ずることができないものをいう。

（業務の指示）

第2条 協定第3条に基づき出動した警備員の具体的な業務については、当該業務実施地域を管轄する警察署長が指示するものとする。

2 前項により出動した警備員は、当該業務を実施する現場及びその周辺にいる警察官と緊密な連携を図り、警備業務を実施するものとする。

3 警備業者は、第1項の業務が完了したときは、速やかに、警察署長に業務完了の報告を行うものとする。

（出動警備員）

第3条 協定第3条第2項に定める出動警備員は、次のとおりとする。

(1) 交通誘導警備業務を実施する警備員は、原則として、警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）に定める交通誘導警備の検定に合格した者、又は、継続して2年以上、主として当該警備業務に従事している者とする。

(2) 前号以外の業務については、出動警備員の中に、継続して2年以上当該警備業務に従事し、かつ、専門的な知識及び技能を有する者を含むものとする。

（費用の算出）

第4条 協定第7条第1項の規定により、乙が甲に請求する費用は、当該地域における通常の費用を基準として、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（訓練の指導）

第5条 甲は乙に対し、協定第10条による訓練に対し、必要な指導助言をすることができるものとする。

（協議）

第6条 この協定の解釈に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成9年10月14日

甲 山形県警察本部生活安全部長

工藤英太



乙 社団法人山形県警備業協会会長

須藤善治

